

平成27年度1号認定月額利用者負担

階層区分			1号認定利用者負担
A	生活保護法による被保護世帯		0円
B	A階層を除き市町村民税の額が非課税又は均等割の額のみ在世帯	母子家庭等	0円
		その他の世帯	3,000円
C1		77,100円以下	15,100円
		母子家庭等	16,100円
C2	A階層を除き市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,101円以上 211,200円以下	20,500円
C3		211,201円以上 241,200円以下	24,000円
C4		241,201円以上 281,200円以下	24,400円
C5		281,201円以上	25,700円
C5		281,201円以上	25,700円

備考

- 1 年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、その中で最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第1子は上記の金額、第2子は半額（100円未満は切り捨て）、第3子以降は無料となります。
なお、就学前の子どもは幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用していることが必要です。
- 2 この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）
- 3 市内の私立幼稚園は、平成27年度は新制度に移行しないので、各施設が定めた保育料となります。
- 4 市立幼稚園は新制度に移行しますので、この利用者負担の体系になりますが、平成27年度は経過措置として、従来の保育料である月額8,500円を上限とします。